

の 払 込 み

行 役 会 長 は 、 払 込 金 額 に 加 え 、
次 の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を
第 十 八 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い
込 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1 \times 41}{100 \times 365}$$

十 三 初 期 利 子

平 成 二 十 年 六 月 二 十 日 を 支 払 期
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十 四 第 二 期 以 後 の 利 子

毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十
日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
る 利 子 を 支 払 う 。

十 五 償 還 金 限

平 成 三 十 九 年 十 二 月 二 十 日

十 六 償 還 金 支 額

日 本 銀 行 額 百 円 に つ き 百 円

十 七 払 込 所 日

平 成 二 十 年 一 月 三 十 日

十 八 払 込 期 日